

認可保育所等※利用調整基準 確認票 ※認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育認定）

(1) 基本情報 ※均等割・所得割の①②については保護者①②の対象者の数値を記入する。各種控除等は控除せず含める。

児童氏名				児童生年月日		H・R 年 月 日生（歳児）			
保護者氏名①			続柄	保護者氏名②			続柄		
均等割 ①	円	均等割	課税・非課税	均等割 ①	円	均等割	課税・非課税		
(前期) ②	円	(前期計)	円	(後期) ②	円	(後期計)	円		
所得割 ①	円	所得割	円	所得割 ①	円	所得割	円		
(前期) ②	円	(前期計)	円	(後期) ②	円	(後期計)	円		
階層(前期)	階層	保育料(前期)	円	階層(後期)	階層	保育料(後期)	円		
軽減有無(前期)	ひとり親・生保 障害・里親	副食費免除 (前期)	該当・非該当	軽減有無(後期)	ひとり親・生保 障害・里親	副食費免除 (後期)	該当・非該当		
メモ	兄弟 有(歳児・) 保育園(幼稚園)入所中・同時申込・小学生以上・無								

(2) 合計指数 ※1 以外の申込は②（基本点+調整点）の高い順 ①基本点の高い順③別表の優先順位が高い順に利用者を決定する。
保護者（2人分）の基本点数①※2 + 調整点 = ②合計点 ③同点時は別表（表3）に記載する順に優先する。



※1 保護者（父または母）が産後休暇または育児休業明けとして申込するが、育児休業の延長を許容できることが書面で確認できた場合には、調整点1の「-35点」の項目のみを適用して利用調整を行う。

※2 ひとり親の場合は、保護者②に表1のひとり親に対する「100」を加算。

※ 基本点数は保護者①②それぞれの合算とし、父母がいない場合はその他の保護者で基本点数を設定する。

(3) 基本点数表（表1）（該当する指数（点数）に対し1人1箇所マルをつける。複数該当の場合は点数が高い方）

要件	事由				基準指数			
	実労働時間 (通勤(学)・休憩時間を除く)		就労(学)日数			保護者①	保護者②	
			週5日以上 (月20日以上)	週4日程度 (月15~19日)	週3日程度 (月12~14日)			
(※就労証明書・在学就労証明書等提出) 居宅外・自営(中心者) 居宅内・専従者・就学・職業訓練	1日7.5時間以上の就労		100	90	75	—	—	
	1日6.5時間以上7.5時間未満の就労		95	80	70			
	1日5.5時間以上6.5時間未満の就労		90	75	65			
	1日4.5時間以上5.5時間未満の就労		80	65	50			
	その他の就労(月60時間以上の場合)			45				
	1日7.5時間以上の就労(就学)		80	70	55			
	1日6.5時間以上7.5時間未満の就労(就学)		75	60	50			
	1日5時間以上6.5時間未満の就労(就学)		65	50	40			
その他の就労(就学)(月60時間以上の場合)		45	30	25				
求職活動	就労先が決まっておらず、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている。		利用期間は原則90日間とする。 ※求職活動報告書の提出必要。			10	10	
出産※母子手帳等必須	要安静※診断書もしくは連絡票必須		切迫流産等で要安静と診断された場合			80	80	
	母が出産予定日の8週間前 ※出産予定日から起算して8週間(多胎の場合は14週間)					50	50	
疾病 ※診断書必須	入院		おおむね1か月以上の入院が必要と診断された場合			100	100	
	居宅内療養	常時臥床	疾病や障害により常時寝たきりの状態にあたる場合			100	100	
		安静加療	おおむね1か月以上の安静加療が必要と診断された場合			80	80	
		その他	おおむね1か月以上の通院加療もしくは自宅療養が必要と診断された場合			50	50	
介護・看護 ※同居親族のみ	日常生活において全面的な看護・介護が必要な場合(介護被保険者証等により判断)					90	90	
	日常生活において一部看護・介護等が必要(入院・通院のため月60時間以上の付き添いが必要)					50	50	
特別保育	障がい児や支援を要する児童など、保育の必要性が高いと認められる場合 ※町立中標津保育園のみ該当				5歳児	80	80	
					4歳児	60	60	
					3歳児	50	50	
障がい ※保護者本人のみ適用	身体障がい1~2級(聴覚障がい3級含む)、精神障がい1~2級、療育手帳A、介護保険の要介護度3~5					100	100	
	身体障がい3級(聴覚障がい4級含む)、精神障がい3級、療育手帳B、介護保険の要介護度1~2					80	80	
	その他障害者手帳等の交付を受けている					50	50	

要件	事由	保護者①	保護者②		
その他	育児休業	育児休業以前に町内の保育所等を利用中で、育児休業取得後も引き続き同じ施設の保育が必要な場合（※新規入園については適用不可）	5歳児	70	70
		4歳児	50	50	
	虐待	虐待（児童相談所長通知が発出された世帯等）	150		
	DV	DV（家庭裁判所等から保護命令が出された世帯等）	150		
	災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧に当たっている場合	100	100	
	広域入所	中標津町以外に住民票がある。（就労状況等に関わらず、町外居住者はこの点数を適用）※3	20	20	
	ひとり親	ひとり親世帯に加算（保護者②にのみ適用）	-	100	
上記以外	上記に類すると認められる場合や児童福祉の観点から保育の必要性が高いと認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。	-			

※3 転入予定者（転入先の住所及び勤務先が決まっている場合は、広域入所（町外居住）を適用しない。

（4）調整点数表（表2） ※ 類型1項目につき、複数該当する場合は、点数の高い方を適用する。

類型	状況	調整点			
1 世帯の状況	ひとり親世帯	児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費受給者の資格がある者（所得要件により支給が停止している場合も含む）	30		
	離婚調停中等	離婚調停中または明らかに保育の必要性が認められるが、保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある場合 ※表1のひとり親の加算はしない	70		
	単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任	20		
	転入予定者	転入先の住所及び勤務先が決まっており入所日までに転入する予定（申込み時に中標津町に住民票がない場合）	-10		
	開園時間外	当該施設の開園時間以外のみ就労形態の場合（夜22時～朝6時迄の間で5時間以上就労する場合は除く）	-20		
	祖父母等	近隣の市町村に65歳未満の家族（祖父母・保護者の兄弟など）がいない場合（目安：車で1時間以内の距離）	10		
	障がい者のいる世帯	税法上、障害者控除（本人又は同居扶養親族）を受けている場合 ※年の途中で要件を満たした場合も含む	特別障害者控除を受けている場合 障害者控除を受けている場合	10 5	
		緊急性のある児童	児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと認められる児童（世帯）	150	
2	転園	a 認可保育所等において、施設の閉所もしくは受入可能年齢の上限に達したために転園しなければならない場合 ※ 連携施設となっている施設を希望した場合については150点とする。	100 (150)		
		b 町内転居に伴うもの	20		
		c その他、町長が保育の継続の必要性を認めた場合	-		
	認定変更	同一認定こども園内において1号から2号に移る場合	100		
	継続利用	現在入所中の施設を継続して利用	30		
保育士等	a	保護者が保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状を取得し、町内120時間以上	50		
	b	内の保育施設で勤務する場合	月60時間以上120時間未満	30	
	c	上記以外の世帯で保護者が町内の保育施設等または放課後児童健全育成事業に従事する場合	20		
4 ※5	兄弟申込	a	兄弟同時入所申請	30	
		b	兄弟・姉妹が保育所・認定こども園等にすでに入園している場合	同じ園の場合	50
				別の園の場合	30
	産休育休明け	d	産休・育児休業明けによる入所（直ちに復職希望）	30	
		e	産前産後休業または育児休業の取得に伴い町内認可保育施設を退所した児童が、保護者の育児（産前産後）休業の終了にあたり、再び同じ施設の利用を希望する場合	70	
		f	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる※1	-35	
6	辞退	内定を辞退するなど利用調整に支障をきたす行為があった場合 ※利用予定の年度内で、辞退後に次の施設を利用するまで	-20		
	滞納	直近1年以内に保育料・食材料費等の滞納がある場合	-50		

※5 該当するいずれかの項目のみ加算する。b～c及びd双方に該当する場合のみ重複して加算する。

（5）同一点数時の順位表（表3）※同点時は次の表に記載する順に優先する。

1	表1に定める基本点数が高い順	2	町内の認可保育施設の継続利用または卒園に伴う町内の認可保育施設からの転園	3	65歳未満の同居家族がいない、ひとり親世帯、又は生活保護世帯
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯	5	経済的状況（所得金額の低い世帯）	6	世帯の状況から総合的に判断